

## 次世代に継承する活力ある農業・農村の再構築のための政策提案 —新たな食料・農業・農村基本計画の実現を目指して—

令和2年6月24日  
(一社)全国農業会議所

新型コロナウイルスの感染拡大は、世界経済にも大きな影響を及ぼし、国際通貨基金（IMF）は「世界大恐慌以来の最悪の景気後退の可能性が高い」と指摘している。世界の経済環境が悪化する中で、地球規模の異常気象が発生すれば未曾有の食料危機という不測の事態が生ずることも想像に難くない。

非常事態にあっては、いずれの国においても食料の安定供給は国民生活に不可欠である。食料自給率37%のわが国にとって、輸入の途絶等の事態への備えが待ったなしの状況にある。

一方、我が国の農業・農村は基幹的農業従事者140万人の約7割となる98万人が65歳以上となり、農業・農村の持続性が損なわれかねない状況に直面している。

こうした情勢のもとで、本年3月に政府が策定した新たな「食料・農業・農村基本計画」では、産業政策と地域政策を車の両輪として、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図っていくとしている。とりわけ、農業・農村を維持し、次の世代に継承していくために、担い手の育成・確保、農地の集積・集約化とともに、中小・家族経営や中山間地域を含めた国内農業の生産基盤の底上げを目指している。

我われ農業委員会組織はこれまでも農業・農村の持続的な発展と食料安全保障の確立に向けて担い手への農地の利用集積・集約化と併せ、中山間地域など条件不利地域の農地を農地として維持・管理していくための手法等について政策提案を行ってきたところである。

今般の非常事態を踏まえ、改めて市町村、都道府県段階での意見を積み上げるとともに認定農業者等の担い手や地域農業の振興に取り組む関係者との意見交換を通じて食料・農業・農村政策の強化に向けた政策提案を取りまとめた。

政府・国会は本提案を踏まえて、食料・農業・農村政策の基本となる食料自給率・自給力の向上を実現するための具体的な施策を推進するよう強く望むものである。

## I. 農地利用の最適化を推進する多様な担い手・農地対策の強化

### 1. 経営の確立・継承と人材対策の強化

#### (1) 経営管理能力の向上に向けた支援の充実

##### ① 経営ステージに応じた体系的な支援体制の構築

農業経営の発展過程に応じた経営継承や働き方改革、法人化などを促進する観点から、「農業経営発展過程・経営管理モデル」（別記参照（16頁））に基づいて、経営のステージが未成熟な農業者についても「農業経営者サポート事業」で支援されるよう同事業の拡充・強化を図るとともに、認定農業者組織と農業委員会ネットワーク機構が連携した認定農業者の経営の改善・発展に向けた取り組みを支援すること。

##### ② 複式農業簿記記帳と青色申告の普及・定着に向けた支援

経営発展には、経営と家計を分離し、複式簿記の記帳を行い財務諸表から経営状況を把握することが欠かせない。青色申告が収入保険や農業者年金の加入要件になっていることも踏まえ、経営課題認識の基礎となる複式簿記記帳、青色申告の導入・継続と技術等の向上、税制特例活用などを円滑にできるよう支援体制を強化すること。

##### ③ 農業経営体の資本の増強に向けた支援

農業経営の確立を図るためには経営の資本を増強する支援策を強化する必要がある。そのため、現行の「農業法人投資育成制度」及び借入金の一部を自己資本と見なすことができる資本性ローンのさらなる活用について検討すること。

併せて、今般のコロナ禍において緊急融資が措置されているが、経営における債務負担増加の懸念を払拭する観点から、緊急融資の資本性ローンや永久劣後ローンへの差し替えについて検討すること。

#### (2) 新規就農対策の強化

##### ① 地域におけるサポート体制の整備・強化

新規就農者の定着に向けては、地域の認定農業者、指導農業士等の農業者、関係機関・団体が連携し、就農希望者の就農計画の検討段階から研修、就農、就農後の経営安定までを一貫してサポートする体制の構築が重要である。このため、「地域の新規就農サポート支援事業」を全国

展開すること。

その際、「農業版メンター制度」(\*)による伴走型のきめ細かな支援について検討すること。メンターの設置にあたっては、税理士、社会保険労務士等のスペシャリスト、熟練の農業経営者、関係機関・団体の指導者などの多様な人材を登録し、支援対象者が選択できる仕組みとすること。

\*メンター：仕事や人生における「指導者」「助言者」「支援者」

## ② 入口対策の強化

### ア) 新規就農に関する相談・情報発信の強化

新規就農の最初の窓口となる「新規就農相談センター」における相談・情報発信機能を一層強化すること。

### イ) 「農業次世代人材投資事業」「農の雇用事業」の拡充・強化

新規就農の推進に大きな成果をあげている「農業次世代人材投資事業」および「農の雇用事業」については継続的かつ十分な予算を確保すること。

「農の雇用事業」においては、働き方改革に資する就業環境の整備状況を踏まえ、1経営体当たりの事業実施上限数の拡大など事業要件のあり方について検討すること。

### ウ) 親子間における共同経営による就農促進

「人・農地プラン」の実質化により明確にされた中心経営体の後継者の円滑な就農を地域で計画的に促進するため、「農業次世代人材投資資金」の新たなタイプとして、①家族経営協定（経営継承に関する内容を含む）の締結、②青色申告の実施、③経営改善計画の共同申請、④農業者年金への加入、の4要件を交付要件とする親子間の「共同経営開始型」（仮称）の創設を検討すること。

## ③ 「新規就農団地」の整備

資金・農地・技術など経営資源の乏しい新規就農希望者の不利な条件を補うためには、団地化された優良な農地の確保が求められる。新規就農希望の多い施設園芸や有機農業の他、果樹の産地化などに向けて、現在耕作されている農地、再生可能な荒廃農地等を一体的に整備する「新規就農団地整備事業」（仮称）を創設すること。

## (3) 第三者等への経営継承の推進体制整備

第三者への経営継承、離農・廃業する経営体の合併や買収、農業者の子弟による経営継承、集落営農組織の後継者確保などを推進するため、①啓発・相談活動、②専門家による経営診断と経営継承計画の作成支援、③経

営継承のマッチングとコーディネーターなどを行う「農業経営継承支援センター（仮称）」を、都道府県・全国段階の農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議・全国農業会議所）に設置し、農業における経営継承をワンストップで支援できる事業を創設すること。

- 2015年農林業センサスでは、販売農家の基幹的農業従事者の平均年齢は67.0歳、65歳以上が占める割合は64.7%になっており、農業後継者（15歳以上の者で次の代でその家の農業経営を継承する者（予定者を含む））がない販売農家の割合は、51.3%となっている。
- 2019年（令和元年）10月9日開催の第79回食料・農業・農村政策審議会企画部会の農林水産省提出資料「現行基本計画の検証とこれを踏まえた施策の方向（案）」では、担い手の育成・確保等の課題として、「認定農業者の7割に後継者がおらず、また、集落営農の構成員の世代交代が進まず、解散数も増えつつあるなど、集約した農地等の継承が行われぬおそれ」をあげている。
- 世代交代に伴う円滑な経営継承（特に第三者継承）の推進施策については、1990年代からのフランスにおける当時の農業経営構造改善センター（CNASEA）及び農業・農村地域発展整備支援協会（ADASEA）を中心とする「青年の自立と地域的イニシアチブの発展のためのプログラム」による後継者のいない農業者と農業で自立しようとする青年との結び付けのスキームが参考となる。またフランス農業会議所（CHAMBRES D'AGRICULTURE FRANCE）は経営移譲・就農台帳（RDI）に基づきマッチングを行っている。

#### （4）外国人材の受入体制の整備

特定技能外国人制度と外国人技能実習制度が適正かつ円滑に運用されるよう、優良事例の情報収集・提供、受け入れる農業者への研修などへの支援を強化すること。その際、外国人材が、受け入れた農業経営体に定着できるよう日本語の教育や生活面への支援も含め環境の整備を図ること。

## 2. 経営・営農に関する制度・施策の改善

### （1）営農に関する規制緩和・新技術開発の促進

#### ① 生産資機材等の規制緩和

営農に不可欠な生産資機材については、業界の慣行や各種規制など、農業者の自助努力だけでは、解決できない部分がある。ジェネリック農薬の早期製品化による価格低減対策や排ガス規制対応の農業機械の価格低減対策などを早急に講じるとともに、ドローンの自動運転による圃場の空撮・農薬散布・肥料散布の実現に向けて規制を緩和すること。

## ② 農業者の目線に立った新技術の開発

機械の自動運転技術、畦畔の草刈ロボット、水管理の自動化技術等のスマート農業の現場実装にあたっては、人手不足への貢献や安全性の確保、総合的なコスト低減の観点から、農業者の目線と、その意向を踏まえた真に農業現場に必要な技術・機械の研究・開発を推進すること。

また、大手農業機械メーカーでは開発・商品化されにくい農業経営や地域の実態に応じたオーダーメイド型の農業機械や自動化技術の開発に対する支援施策を検討すること。

## (2) 農業経営の大規模化に対応した機械・装備の導入支援

経営の大規模化に対応し、各種補助事業や農業経営基盤強化準備金の取り崩しで取得できる農業用機械の対象に田植機やコンバインなどを搬送するトラックやパワーショベルなどを加えること。

## (3) 農業者年金の制度・運用の改善

若い農業者の保険料限度額の引き下げ特例、政策支援対象者への後継者の配偶者の追加など、農業者年金の制度・運用の改善を図ること。

## 3. 農地の集積・集約化と多様な農地利用が両立する施策の充実

### (1) 「人・農地プラン」の実行を踏まえた農地利用の最適化の促進

現在、「人・農地プラン」の実質化を集中的に推進しており、令和3年度以降は、実質化されたプランを実行していく段階に入っていくこととなる。プランの実行を通じて農地利用の最適化が進捗するよう以下に取り組むこと。

併せて、新型コロナウイルス感染症の影響によって集落の話し合い等が開催できず、プランの実質化に遅れが出ている地域に対しては、令和3年度以降も実質化への取り組みを支援すること。

#### 1) コロナ禍における農業・農村の新たな合意形成に向けた環境整備

コロナ禍における農業・農村の新たな合意形成手法の確立に向けた環境整備として、農村地域へのタブレット端末等の導入やインターネット等の情報通信技術（ICT）の地域及び個人間の格差を解消するための技術習得に取り組む現場への必要な支援措置を講じること。

## 2) 中心経営体を特定できない地域等の「人・農地プラン」の実行に向けた支援

### ① 狭小面積等条件不利地域への支援

農地が小面積や分散している等の土地条件が悪い地域の「人・農地プラン」の実行に向けて、既存事業の要件化や優先的な採択枠の確保等の支援措置を講じること。

### ② 中心経営体を特定できない地域への支援

「人・農地プラン」の実質化に取り組んでも中心経営体を特定できない地域の「人・農地プラン」を公表し、他地域から参入意向のある担い手や新規就農希望者、農外企業とのマッチングを行うためのプラットフォーム機能の整備強化に必要な支援措置を講じること。

### ③ 中小・家族経営等が中心経営体を目指す取り組みへの支援

中小・家族経営など多様な経営体が中心経営体を目指したり、地域の農地を引き継ぐ担い手を育成・招致するため、小規模な農業者グループが農業協同組合及びJA出資法人や販売事業者等と連携し、品種・栽培の統一化、新商品の開発及び販路開拓等に取り組む場合、必要な機械・施設等の導入と運営等を支援する事業を創設すること。

## 3) 農地中間管理機構への十分な予算措置

農地中間管理機構は、実質化した「人・農地プラン」の実行や農地利用集積円滑化団体との統合一体化により、業務量の増加が見込まれている。増加する業務量に見合った体制となるよう十分な予算措置を講じること。併せて農業委員会・農業委員会ネットワーク機構と農地中間管理機構が一体的に活動できるように支援を継続すること。

## 4) 急速に規模拡大する担い手への支援の充実

### ① 簡易な基盤整備における市町村負担の軽減

担い手が安定的かつ効率的な経営ができるように基盤整備事業を強化すること。特に、簡易な基盤整備においては、財政事業が厳しい市町村では市町村負担分を手当てすることが困難であり、事業実施の障害となっている。このため、市町村の負担軽減措置を講じること。

### ② 地域の共同作業の維持継続に向けた体制づくり

農村部の人口減少や農地が担い手へ集中することによって、地域の共同作業で維持されてきた水路等の地域資源管理の負担が担い手に集中することが懸念される。農地の出し手となりリタイアした元農業者が、引き続き水路管理や畦畔の草刈り等地域の共同作業に参加する体制づくりを進めること。

## 5) 農地集約化指標を活用した支援の実施

現在、検討が進められている農地の集約化指標については、農業者にも理解しやすい形とすること。併せて、担い手が集約化を実施する場合の機構集積協力金の活用について運用改善を行うこと。

## (2) 多様な農地の利用・管理のあり方の検討

担い手が利用していない農地（「担い手利用外農地」）は農地全体の約4割と、依然として大きなウェイトを占めている。農林水産省はこうした農地を対象に、「長期的な土地利用の在り方検討会」において新たな土地利用のためのゾーニング等の検討を始めているが、同検討会に関連して以下の対策についても検討すること。

「担い手利用外農地」とは「遊休農地対策検討会」（座長：高木賢弁護士、事務局：全国農業会議所）が2020年2月7日にとりまとめた「担い手利用外農地の多様な利用・管理について」で使用している用語。平成25年、全農地の8割を担い手へ利用集積することが政策目標として掲げられた。この担い手以外の者によって耕作されている農地を指している。

### 1) 粗放的利用等の多様な農地利用の幅広い推進

「担い手利用外農地」の利用実態に合わせ、多様な利用を推進すること。その際、有機農業や放牧、飼料生産等の実態を踏まえ、農業振興地域制度における農用地区域の詳細な用途区分について検討すること。用途区分の検討にあたっては、食料安全保障や防災等の観点から粗放的な農地管理も認めること。

### 2) 中山間農地における放牧利用の促進

中山間地域の農地の有効活用と鳥獣害対策を図るため、肉用牛を始めとする家畜の放牧利用の促進について検討すること。取り組みにあたっては、効率的な運用が確保できる規模の団地が必要であり、農地の利用調整から放牧までの一元的な実施体制を構築する必要がある。

このため、①素牛などの導入費用の助成、②放牧用地の団地化の支援、③電気柵設置経費の助成、④放牧技術の習得支援、⑤住民の理解促進など必要な対策を講じること。

## (3) 現場の意見を踏まえた農地転用の実現

### 1) 太陽光発電施設等の転用について

#### ① 営農型太陽光発電施設についての農地転用許可手続きの改善

営農型太陽光発電施設の下部で栽培される作物については、地域における栽培実績がないものや収穫までに複数年を要するもの、また、

収穫に至らずに作物転換される場合など、営農の適切な継続が十分に考慮されていない事案が見受けられる。こうした状況を踏まえ、農地の一時転用による当該施設の下部で営農の適切な継続を判断するため、申請にあたって営農計画書に収支計算書の添付を義務付ける等の改善措置を講じること。

＜施設下部での栽培作物の種類と作物名＞

栽培作物	件数	具体的な作物名
水稲	21	
麦・大豆	3	
野菜	57	レタス、タマネギ、長ネギ、ミョウガ、野菜苗(ポット栽培)、甘藷、水蓴、自然薯、菜の花、ネギ、サトイモ、ニンニク、ニラ、ショウガ、菊芋、ラッキョウ、細わさび、トウモロコシ、マコモタケ、カボチャ、発芽ニンニク
果樹	19	柿、ブルーベリー、みかん、はるか
牧草	17	レッドクローバー、イタリアンライグラス、繁殖牛飼料
観葉植物	10	コケ、ドラセナ、オオタニワタリ、ハラン、レザークリープファン
キノコ類	18	原木しいたけ、菌床しいたけ、きくらげ
山野草	26	ワラビ、ウド、ドクダミ、ヨモギ、クサソテツ、レンゲ、ツワブキ、アシタバ
サカキ・シキミ	38	サカキ、シキミ
その他	32	茶、コーヒー、千両、えごま、花苗、ソバ、タマリユウ、サクラ、ハナシバ
合計	241	

※全国農業会議所「太陽光発電施設（パネル）等の転用許可審査に関わる調査」（令和2年3月）より

② 農業委員会および農業委員会ネットワーク機構の意見の考慮

太陽光発電施設をはじめとする農地転用の許認可にあたって、優良農地の確保の観点から、農地法第4条に基づく農業委員会および都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を考慮することについて周知すること。

③ 太陽光発電施設設置が引き起こす「外部不経済」の解消に向けた地方公共団体の役割・権限の強化

農地での太陽光発電施設の設置により、反射光や反射熱等に起因する近隣トラブル、環境問題等（以下「太陽光発電施設設置が引き起こす外部不経済」）の問い合わせや苦情が多数、農業委員会に寄せられ本来業務を圧迫している。

太陽光発電施設設置が引き起こす外部不経済に対応し、トラブルを解消するため、地方公共団体の役割・権限の抜本的な強化を検討すること。

2) 農業用施設用地の転用について

規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）においては「農地の転用に関する運用を含む農業用施設の建設に関する土地利用上の課



題を整理、調査し、必要な見直しに向けた検討を行うこと」とされている。

検討にあたっては、農地転用許可を要しない農業用施設の設置の取り扱いについて、周辺農地への悪影響や違反転用の温床になることへの農業・農村現場の懸念を踏まえ、現行の要件等を維持すること。

### 3) 砂利採取における農地の一時転用への対策の強化について

砂利採取による農地の一時転用については、砂利採取後に農地が耕作可能な状態に復元されない事案が発生しており、農地を借りている耕作者の営農に支障が生じている。耕作者が納得できる原状回復がなされるように対策を強化すること。

## 4. 「基本計画」の内容、農業構造・経営の展望等の活用方策の周知徹底

「食料・農業・農村基本計画」を実現するため、農業経営基盤強化促進法に基づく都道府県の基本方針、市町村の基本構想を始めとする地域レベルの農業振興計画の作成・見直しにおいて、「基本計画」の内容や指標・モデル等が活用されるよう、その方策の周知徹底を図ること。

## Ⅱ. 持続可能な農業・農村を目指す振興対策

### 1. 営農を基本とした農村地域政策の大胆な展開

農村地域の著しい高齢化や人口減少を踏まえると、新たな人の定住が必要不可欠である。そのため営農や農地保全を基本とした所得確保対策による定住促進とともに、安心して家族を作れるインフラ整備等、農村地域の人口を増加させる今までにない大胆な政策の展開が重要であるため、以下のような施策を講じること。

- ① 中山間地域や限界集落等、農業専業で生活が困難な地域に対し、複合経営や兼業・副業等に対して、営農や農地保全を条件にし、農村地域の維持・振興に取り組む農家に対する所得確保を基本とした新たな支援。
- ② 農村における定住やマルチハビテーション（多拠点生活）を促進し関係人口の増加を図るために、一般企業の従業員が農業を兼業・副業として取り組めるようサテライトオフィスの開設やテレワークの導入等の経費や、社員が農村に赴く経費等についての支援。
- ③ 農村地域への定住等促進のための積極的なインフラ（病院、学校、商業施設、交通、IT等）整備と子育て支援。
- ④ 計数管理等経営能力や営農技術の習得、兼業・副業等の斡旋、産地づくりや定住促進等、農村地域を支える人を総合的に支援する地域組織を農協等に位置付け、農水省を中心とした省庁横断的な「地域政策の総合化」を積極的に展開。

### 2. 鳥獣害対策

地域が主体となった多様な取り組みへの支援や、複数の自治体や地域が連携した広域的な取り組みへの支援を長期的に講じること。

また、狩猟免許取得者の資格維持経費や新たな狩猟資格取得者への支援等により鳥獣害対策に携わる人材の確保・育成を推進すること。さらに、ジビエ利活用の拡大のための有害鳥獣の処理施設の整備や、農地と山林の境界線にある耕作放棄地の刈払い等による緩衝地帯の設置及び維持に対する助成等、鳥獣害対策を抜本的に強化すること。

### 3. スマート農業の普及とコスト対策

スマート農業については、農業者各世代や平場・中山間地域など各地域特性等に応じた幅広い普及が図られるよう、技術開発や様々な実装実験等の推

進とともに、生産現場での普及促進のため、機械や装置等のコスト低減対策にも積極的に取り組むこと。

#### 4. 動植物防疫の強化（水際対策の強化）

海外の家畜伝染性疾病や植物の病害虫について、わが国への侵入を防止するため、水際対策を徹底・強化すること。

特に、家畜防疫では、国内への侵入阻止を第一としながら、国内各農場での防疫意識の向上対策と防疫レベル向上への取り組みを徹底すること。

#### 5. 輸出促進

わが国の少子高齢化・人口減少によって、農林水産物等の国内市場は縮小傾向にある。農業・農村の持続性や生産基盤の維持と農業者の所得向上のためには、海外における新たな市場開拓を積極的に行うことが重要である。そのため、国内外の輸出環境の整備等、政府の10年後目標（5兆円）達成に向け政府一体となった輸出促進を図ること。特に、産地における輸出対応への生産基盤の強化、産地形成への体制整備、輸出向け施設整備等、農業者の所得向上に直接繋がる対策に積極的に取り組むこと。

#### 6. 食育の推進と国産農産物の消費拡大

食育の推進と国産農産物の消費拡大については、国民運動として国民への理解促進を図ること。

その中で、世代による食生活や食習慣の変化を踏まえ、各世代ごとの食育をさらに推進するため、政府、農業者、学校関係、食品事業者等関係機関団体が一体となって取り組みを強化すること。

国産農産物の消費拡大のため、食品事業者等に対する中食・外食での国産農産物使用への支援とともに、学校等の給食での地場産農産物の活用等、地産地消に積極的に取り組む事業者等へも支援すること。

#### 7. 都市農業の振興

##### ① 「都市農業振興基本法」に基づく都市農業振興・農地保全策の確立

都市農業の継続的な発展に向け、都市農業振興基本法・都市農業振興基本計画に基づき都市農業の振興施策を拡充・整備すること。

また、地方自治体における「都市農業の振興に関する計画（地方計画）」が速やかに策定されるよう働きかけを強化すること。

##### ② 都市農業の担い手確保・育成と農業理解の促進

都市農業における経営の法人化や新規就農・継承の促進等、都市農地

保全とあわせて担い手の育成・確保対策を推進すること。また、都市地域の住民に対し農業体験農園や市民農園等による農作業体験・交流を積極的に推進し農業理解の促進を図ること。

## 8. 大規模自然災害への備えと復旧・復興対策

### 1) 農業・農村の防災・減災対策等

近年の自然災害は、これまでの予測や想定をはるかに超える規模での発災が続いているため、大規模自然災害に対する備えとして、国土強靱化基本計画を踏まえ農村地域における防災・減災対策の早急な整備強化を進めること。

また、被災後の支援として、農業関連施設の再建では、これまで以上に災害に強い施設整備により、被災農業者が意欲的に営農を再開できるよう総合的な支援を今後とも継続的に実施すること。

### 2) 東日本大震災・原発事故からの農業再生に向けた支援の継続

東日本大震災・原子力災害については、今後とも復興支援を継続するとともに、被災自治体と十分に連携して現場ニーズに対応した復興事業をさらに加速化すること。さらに、国内の風評対策をはじめ、いまだ原発事故による日本産農林水産物の輸入規制をしている国・地域に対し、輸入規制の撤廃等を強く求めていくこと。

## 9. 農村地域におけるSDGsへの取組推進

わが国においても、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、農村の持続的発展や安全な農産物生産等による国民の健康確保や食料安全保障の確立等が必要である。このため、環境と調和した持続可能な農業を推進できるよう、農業者の生産活動や消費者の購買行動への働き掛け等、具体的な対策を積極的に推進すること。

## 10. 農作業事故対策

農作業での死亡事故発生件数は他産業より依然多い状況となっている。このため、事故発生の詳細な調査を行い、発生原因を明確にすること。そのうえで、農作業事故発生防止に向けた啓発等の取り組みを強化するとともに、機械・装備にかける安全対策への支援、労災手続きの簡素化や農家が入りやすい新たな労災保険等の開発等を推進すること。

## 11. 世界的な感染症の発生等不測の事態に備えた、国内での食料供給体制の確立

新型コロナウイルス感染症の発生は、国家間での交易が遮断され、食料輸入に大きな影響を及ぼしており、改めてわが国の食料安全保障の確立の必要性が認識された。今後とも世界的な不測の事態が発生する可能性を考慮し、国家として国民の命をつなぐのに必要な食料を安定的に供給できるよう、国民理解のもと、国内生産基盤の強化に努めること。特に、担い手の育成・確保と農地の確保・有効利用、労働力の確保や技術革新等、食料自給率の向上の実現に向けた積極的な施策の展開と必要かつ十分な予算確保に努めること。

## 12. 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農業者等への万全の支援

新型コロナウイルス感染拡大により、畜産や花き生産者をはじめ農業者等が大きな影響を受けていることから、令和2年度補正予算で国産農産物の需要減退に対応する事業継続や販売促進、生産現場での労働力確保、経営維持等のための資金確保等経営安定に向けた支援等が措置された。これらの支援策について万全の措置を講じるとともに、今後の影響拡大によっては、更なる対策を措置すること。また、中小法人・個人事業者等に対する持続化給付金（経産省）の農業者等の活用について万全を期すこと。

### Ⅲ. 農業委員会等の体制整備

#### 1. 農業委員会と農業委員会ネットワーク機構の予算の確保

農業委員会と農業委員会ネットワーク機構が、「人・農地プラン」の実質化を始めとした農地利用の最適化を円滑に推進できる予算を確保すること。

特に、市町村農業委員会が事務局人員の減少や人事異動の短期化によって、業務の増大に対応することが困難になっていること踏まえ、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業会議）が農業委員会の活動状況に応じた伴走型の支援体制を構築できるよう予算措置を講じること。

また、農業・農村を持続させるために一部の農業委員会で実施している農業後継者への婚活支援に対しても、十分な予算を措置すること。

#### 2. 農業委員会業務の効率化に向けたICT等の環境整備

農業委員会の農地利用状況調査（農地パトロール）を効率的かつ適切に実施するため、ドローン、タブレット端末の利用について補助対象とすること。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応したいわゆる3密の対策が必要となる中で、農業委員会の総会や関係機関との諸会議におけるテレビ会議やWeb会議の利用が可能となるよう地方公共団体における環境整備について関係省庁との連携による支援措置を講じること。

##### <農業委員会の導入事例>

（ドローン）福岡県の福岡市農業委員会は平成30年度に市と協力して、ドローンを使った利用状況調査の実証研究を行った。その結果、現地調査にかかる時間は、調査対象区域に限定すれば従来の約4分の1と大幅に短縮し、遊休農地、荒廃農地の判定にも支障がないことが分かった。

（タブレット端末）茨城県の笠間市農業委員会は平成29年から市内13地区で各1台のタブレット端末を導入。これにより、現地調査の期間は約3分の1に短縮し、農地台帳への反映や遊休農地の地図作成等の事務量は約10分の1以下となった。タブレットに搭載されたGPS機能により、調査の精度も向上した。

### 3. 農地情報公開システムの活用促進

農業委員会における農地情報公開システムの活用促進に向けて、これまで実施してきた農業委員会職員を対象としたシステム操作研修等の効果の定着を図り、都道府県農業委員会ネットワーク機構によるフォローアップやきめ細かいアドバイス等を一層展開するため、農地情報公開システムのデモ環境の整備等の予算措置を図ること。

また、農地法第52条の3に定める「農地台帳及び農地に関する地図の公表」について、固定資産課税台帳の最新の地番図に基づく定期的な更新が可能となるよう必要な対応を図ること。

(別記)

## 「農業経営発展過程・経営管理モデル」に基づく活動展開

### ステージ1 経営と家計の未分離

- ① 会計管理は未実施
- ② 白色申告
- ③ 就業環境は未整備の状態

### ステージ2 経営と家計の分離の取り組み

- ① 収支計算・青色申告の取り組み
- ② 農業者年金の加入など労務管理の初歩の取り組み

### ステージ3

#### ポジション1 経営と家計の分離の発展

- ① 経営理念・経営戦略の構築
- ② 複式農業簿記記帳・青色申告の取り組み
- ③ 労務管理の取り組み  
労働時間、休憩・休日、  
農業者年金、小規模企業共済、  
中小企業退職金共済制度 等
- ④ 家族経営協定の取り組み  
部門・役割分担、給与制、  
労務管理、家庭生活 等
- ⑤ 雇用の導入  
労務管理面のゆとりの確保と経営発展
- ⑥ 経営支援制度・税制等の活用
- ⑦ 経営分析・診断の取り組み

#### ポジション2 個人経営の発展

- ① 経営理念・経営戦略の再構築
- ② 環境変化に応じた家族経営協定の  
見直しと実践  
\* 経営継承対策  
\* 相続対策  
\* 労務管理の充実  
\* 部門・役割分担
- ③ 農業生産工程管理(GAP)の取り組み
- ④ 経営多角化・規模拡大
- ⑤ 経営を担える人材の確保・育成
- ⑥ 経営支援制度・税制等の活用
- ⑦ 地域・社会貢献

2019年5月

全国認定農業者協議会  
全国農業委員会ネットワーク機構

全国認定農業者協議会行動指針に基づき、  
農業委員会ネットワーク機構と連携して、  
「農業経営発展過程・経営管理モデル」\*に対  
応した活動を展開。

認定農業者等が、自己の経営を改善・発展さ  
せるための課題に“気づくこと”ができるよう、  
事務局担当組織等と連携し、研修会を開催す  
るなど、認定農業者組織の活動を推進。

課題認識の基礎となる複式農業簿記記帳と  
青色申告が継続できる環境づくりを推進。

課題を解決するために、関係機関・団体から  
必要な情報や支援が得られる体制づくりを推  
進。

\*◎全国認定農業者協議会・全国農業会議所

#### ポジション3 法人経営への展開

- ① 経営理念・経営戦略の構築
- ② 経営と家計の完全分離
- ③ 充実した家族経営協定の実践  
\* 法に基づく労務管理  
\* 部門・役割分担の明確化  
\* 経営継承・相続対策の検討
- ④ 法人化メリットの発揮  
\* 経営多角化・規模拡大  
\* 優秀な人材確保
- ⑤ 農業生産工程管理(GAP)の取り組み
- ⑥ 経営支援制度・税制等の活用

#### ポジション4 法人経営のさらなる発展

- ① 経営理念・経営戦略の再構築
- ② 更に充実した家族経営協定の実践  
\* 経営継承(後継者の確保・育成)対策  
\* 相続対策
- ③ 更なる法人化メリットの発揮  
\* 経営を担える人材の確保・育成  
\* 経営多角化・規模拡大
- ④ 経営支援制度・税制等の活用
- ⑤ 地域・社会貢献